

日本財団 海技教育財団 海技教育機構

ふなのりゆめ奨学金

返済不要※

* 全国の **海上技術短大** に **特待生制度** があります!!

* 特待生には2年間で総額 **100万円の奨学金が給付** されます。

* 在学中の学費がほぼ無料になります。

※返済義務はありません。卒業後、内航海運会社又は（独）海技教育機構の職員として少なくとも5年以上勤務することが条件です。



あなたも

特待生

を目指しませんか？



* 詳細は裏面をご覧ください。

(公財) 海技教育財団

 **JMETS**
Japan Agency of Maritime Education
and Training for Seafarers

Supported by
 日本財団
**THE NIPPON
FOUNDATION**

特待生制度の概要

定員

国立	小樽	海上技術短期大学校	2名
国立	宮古	海上技術短期大学校	2名
国立	清水	海上技術短期大学校	2名
国立	波方	海上技術短期大学校	2名
国立	唐津	海上技術短期大学校	2名

給付額

2年間で総額100万円の奨学金が給付されます。
給付は半期ごと、4回に分けて行います。

選考方法

選考は各校の総合型選抜入試の成績を勘案して行います。
また面接で内航船員となる強い意志も確認します。

条件

卒業後、内航海運会社又は（独）海技教育機構の職員として少なくとも5年以上勤務することが条件です。
（条件の詳細については海技教育財団の規定による。）

総合型選抜入試

令和5年9月30日

詳しい情報は各学校ホームページをご覧ください。

国立小樽海上技術短期大学校
国立宮古海上技術短期大学校
国立清水海上技術短期大学校
国立波方海上技術短期大学校
国立唐津海上技術短期大学校 ※

<https://www.jmets.ac.jp/otaru-mpc/>
<https://www.jmets.ac.jp/miyako/>
<https://www.jmets.ac.jp/shimizu/>
<https://www.jmets.ac.jp/namikata/>
<https://www.jmets.ac.jp/karatsu/>

※ 令和6年4月短期大学校として開校

「日本財団 海技教育財団 海技教育機構 ふなのりゆめ奨学金」特待生給付奨学金規程

規程第22号
令和5年6月9日施行

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）海上技術短期大学の入学生のうち、特に成績優秀な者（以下「特待生」という。）に対し、在学中の学資金等相当額の奨学金（以下「特待生奨学金」という。）を給付し、就学を支援することにより、優秀な人材の育成を図り、もって内航海運業界を活性化に資することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 特待生奨学金の給付対象者は、機構海技士教育科海技課程専修科又は航海専科に入学する学生であって、勉学意欲・人物ともに優良かつ健康な者であり、卒業（機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修又は機関専修）の卒業を含む。）後、内航海運会社（日本内航海運組合総連合会を組織する海運組合の組合員に限る。以下同じ。）又は機構への就職を強く志望する者とする。

(給付金額)

第3条 特待生奨学金の給付金額は、2年間の総額で100万円とする。

- 2 特待生奨学金は、第9条に規定する場合を除き、返還を要しない。
- 3 特待生奨学金は、他の奨学金と併給することができる。

(給付期間)

第4条 特待生奨学金の給付期間は、2年間とする。

- 2 給付は1年次前期、後期、2年次前期、後期に分けて25万円ずつ行う。

(定員)

第5条 特待生の定員は次に掲げるとおりとする。

国立小樽海上技術短期大学校	2名
国立宮古海上技術短期大学校	2名
国立清水海上技術短期大学校	2名
国立波方海上技術短期大学校	2名
国立唐津海上技術短期大学校	2名

(選考と決定等)

第6条 各海上技術短期大学校の学校長が、総合型選抜入試に合格した入学確約者の中から、面接及び入試成績を勘案し、特待生候補者を選抜し、機構本部における選考委員会において決定し、公益財団法人海技教育財団（以下「財団」という。）の了承を得る。

2 前項の決定は、決定を受けた者に学校長より通知する。

3 前項の通知を受けた特待生は、様式1による誓約書を、学校長を経て財団に提出しなければならない。

(異動の届出)

第7条 特待生は、次の各号の一に該当したときは、直ちに、学校長を経て財団に届け出なければならない。

(1) 氏名、住所、連帯保証人に変更があったとき。

(2) 休学、復学及び退学したとき。

(支給の休止等)

第8条 特待生が休学したときは、その期間、特待生奨学金の支給を休止する。

2 特待生が退学又は除籍となったときは、特待生奨学金の支給を終了する。

3 特待生が長期間にわたり授業を受けないと認められるときは、学校長の意見を徴して、特待生奨学金の支給を終了する。

(特待生奨学金の返還)

第9条 特待生（特待生であった者を含む。以下同じ。）が、次の各号の一に該当すると認められたときは、財団は、支給した特待生奨学金の一部又は全額の返還を求めることができる。

(1) 機構から懲戒処分を受けたとき、又はこれに相当すると認められるとき。

(2) 退学又は除籍となったとき。

(3) 提出された書類等に虚偽の記載があったとき。

(4) 社会通念上不適切な行為があったと認められるとき。

(5) 正当な理由なく、卒業後、直ちに、内航海運会社又は機構に5年以上継続勤務（内航海運会社相互間又は内航海運会社と機構との間の異動を含む。）しなかったとき。

(調査への協力等)

第10条 特待生は、財団の実施する調査等に協力しなければならない。

2 特待生は、卒業後の5年間において就職先及び連絡先を年に1度、様式2により財団に届け出なければならない。

附 則

この規程は、令和5年6月9日から施行する。